意見書 2009年度 企業·経済法制委員会 [中村 公一委員長]

民法(債権関係)改正に関する意見書

~より良い経済社会の基盤となる債権法の実現に向けた国民的議論を~

法務省の法制審議会では、基本法の1つである民法典(債権関係)の改正が検討され、債権法の全面的な見直しも含めた議論が行われている。企業・経済法制委員会(中村公一委員長)は債権法の改正に当たって、趣旨の明確化の必要性と改正のあり方などを示した意見書を、4月8日に発表した。

民法典と債権法の改正について

民法典は1898年に施行されて以来、すでに100年以上が経過している。経済社会の進展を踏まえ、債権法を見直すことの意義は認められる。ただし、民法典は市民社会の基本法として、債権法は経済活動の基本原理を定めていることから、その改正には国民各層、企業関係者における十分な議論と理解が必要である。

債権法改正趣旨の明確化と改正のあり方

■債権法改正趣旨の明確化の必要性

改正提案の背景として、①今日的課題への対応②国際化への対応③複雑化した判例等の明文化、が挙げられているが、改正には趣旨の一層の明確化が求められる。

■債権法改正のあり方

目指すべき債権法改正のあり方については、次のような視点も忘れてはならない。

- 近年の一部法改正では、 コスト増大・経済活動硬 直化を招いたが、このような事態がないよう配慮 する
- 2 国際的ルールとの調和 (ハーモニゼーション)を 図っていくと同時に、国 内ルールとの整合性にも 配慮する
- 3 数多くの判例の集積等によりルールが分かりにくく、明文化は理解できるが、簡潔かつ利便性の高い法律を目指す

法律相互間の関係に対する配慮 ― 民法典への消費者契約法等の統合化

消費者契約法や労働法、商法について、適用範囲を限定した上で、民法典に統合する改正案が浮上している。 しかし、基本法としての民法典と、各種の特別法の役割を認識した上で、法律間相互の関係も含めた慎重かつ多 面的な検討が必要である。

国民・企業関係者への広報、意見集約過程の改善への提案

当課題は、国民や企業の多くが十分に関心を持たないまま改正作業が進んでおり、国民や企業関係者への広報活動や意見集約過程の改善を促進することで、改正についての国民的コンセンサスを醸成していく必要がある。法制審議会および民間の側も、全国各地でのシンポジウム・説明会・公聴会等を開催して、国民等の関心を喚起すべきである。また、法制審議会は、さまざまな立場の関係者の意見を集約する等して、多面的かつ慎重な審議となることを提案したい。

※詳しくは http://www.doyukai.or.jp/policyproposals/articles/2010/100408a.html に掲載。